

《 豊田市議会基本条例（案）に対する意見等の提出結果について 》

● 5 件 ・ 1 9 項目

No.	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
1	全 体	<p>条例を制定することで議会がよりよい方向へ進むと思うが、具体性に欠けていると感じる。議会の政策提言や市民の皆さんへの議会報告など、条例に位置づけた項目の運用について、具体的に評価するしくみをどのように考えているか。</p>	<p>条例に規定した項目に実効性を持たせることは重要な事項であるにとらえています。条例の制定を契機に、二元代表制をより明確化し、一層推進していくことを基本として、市の施策に対する議会の監視や評価、政策立案、政策提言を始め、議会・議会事務局の機能強化等における具体的な運用については、今後検討していきます。</p>
2		<p>例えば、栗山町議会基本条例に規定されている「議員の質問に対する首長や職員の反問権の付与」や「議決事件の拡大」、「重要な議案に対する議員の態度（賛否）の公表」については重要と考えるが、どのようにとらえているか。</p>	<p>質問（質疑）した議員へ対案まで求める「反問権の付与」に対し、議員の発言の趣旨を明らかにすることを目的とする「確認の機会の付与」を第9条で規定しています。</p> <p>「議決事件の拡大」については、重点的に議論してきた結果、特別委員会の調査研究結果報告書の提言の中で、さらに時間をかけ継続して検討していくべき事項として位置づけました。</p> <p>「議員の態度（賛否）の公表」については、重要な議案のみでなく全ての議案の賛否を、とよた市議会だよりで会派ごとに公表しており、議会活動の情報提供に努めています。</p>
3		<p>議会基本条例は、議会における条例づくりの初期のテーマとして、適していると感じる。</p>	<p>今回の議会基本条例の制定を契機として、政策的な条例づくりを積極的に検討していきます。</p>
4	前 文	<p>「二元代表制」とは、どのような意味があるか。また、これに関連して「議会は、市長その他の執行機関と緊張ある関係を保ちながら、・・・」とあるが、具体的にどのような内容か。</p>	<p>二元代表制とは、市民の皆さんから選挙で選ばれる市長と、同様に選挙で選ばれる議員で構成する議会との関係を表しています。条例案の中で、議決権をもつ議会と執行権をもつ市長その他の執行機関が、お互いの立場や権限の違いを踏まえて、役割を果たしていくことを明らかにしました。</p>

No.	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
			これにより、議会は緊張ある関係を保つため、市長から提案された施策の監視・評価や、代表・一般質問等を通じた政策提言等をより積極的に行っていきます。
5	第1章 第1条 (目的)	「もって」は、表現としてわかりにくい用語だと感じるが、どのような意味があるか。	『それによって』といった意味です。 「・・・議会の活性化を図り、」までの前の文章の内容を受けて、「市民にわかりやすい・・・」以降の目的を表す文章へ繋げる用語です。
6	第2章 第4条 (議員の責務及び活動原則)	第4項の「議員の議会活動に関する市民への説明責任」について、議会が始まる前に審議される事項を市民に周知することが必要と考えるがどうか。	これまでも、市議会ホームページ等で議会の予定を1か月先まで掲載するなど、事前の情報提供に努めています。引き続き、事前に提供できる内容の検証を行い、市民の皆さんにわかりやすい開かれた議会の実現に努めます。
7	第3章 第6条 (議会運営の原則)	第2項中の「・・・一問一答方式による質問の実施等、・・・」について、以前行っていた一括質問・一括答弁方式よりはよいと評価する。しかし、依然として傍聴者にわかりづらい状況にあると感じるがどうか。	「質問と答弁がかみ合っておらず議論が深まっていない」や「質問が重複することがあり非効率である」などのご意見は、傍聴者のアンケートにおいても寄せられる内容であることから、議会運営委員会の検討事項として対応しています。引き続き、市民の皆さんによりわかりやすい一般質問のあり方について検証していきます。
8		第2項中の「・・・一問一答方式による質問の実施等、・・・」について、事前通告制を止めて、答弁時間を除いた質問時間にすべきと考える。	事前通告制は、的確な答弁を引き出す役割があり、効率的かつ適正な本会議運営につながると考えます。
9	第4章 第10条 (政策等の形成過程の説明要求)	政策全般について常に形成過程の説明を受けるといった内容の方がよいのではないか。	議会は市政全般において常に監視・評価を行っています。条文の内容は、重要な政策を含めた市政全般に対し、時期を逸することなく効率的に形成過程の説明を求めていくことを規定しています。

No.	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
10	第4章 第11条 (監視及び評価)	必要に応じ市長等に説明を求めるといった要素が必要ではないか。	議会の監視及び評価は、随時、市長等による説明を求めながら行っているため、「監視・評価」の中に、「市長等による説明」は含まれているととらえています。
11	第5章第13条 (審査・調査活動等) 及び 第8章第20条 (事務局機能の強化)	議員の政策能力を高めるには、議会事務局の調査支援が必要となる。また、全市的な視点を踏まえた第三者的なスタッフの活用も望まれる。	今回の議員提出条例の作成に際して、法制執務の経験を持つ事務局職員が専門的に携わったことを始め、各種審査・調査活動に必要な情報の収集・提供など、議員の政策形成能力を高めるための様々な支援を、引き続き行っていきます。
12	第5章 第14条 (政務調査費)	第2項（適正な執行と使途の説明責任）はもっともなことだと思う。 その上で、各議員の申請により、1か月あたりの限度額を設けるなど一定の基準のもとに、認められた結果に応じて支給する方式にしたらどうか。	本市議会では、年額38万円（中核市では最低額）を会派又は議員へ支給しています。限定された使途基準のもと、領収書の添付を義務付けた上で、その内容を市政情報コーナーで公開しています。政務調査費の活用が、議員の政策形成能力の向上と議会の審議機能の強化により一層つながるよう、いただいた意見はその参考とさせていただきます。
13		第3項の「別に条例で定めるところによる。」とはどういうことか。	議員の政策形成能力の向上と議会の審議機能の強化を図るため、平成13年4月に制定した「豊田市議会政務調査費条例」がこれにあたります。
14	第6章 第15条 (市民への議会活動の参画の確保)	陳情の提出者に趣旨説明の機会を与えるべきです。	付託された委員会で、紹介議員による趣旨説明が行われた上で採決される請願と異なり、陳情は、所管の委員会へ報告されるのみの取扱いとなっていますが、状況に応じて委員間で意見が交わされるため、趣旨が十分理解される状況にあるととらえています。
15	第6章 第16条 (広報広聴機能の充実)	各議員の活動内容を公開してほしい。	各議員の活動内容は、報告会、広報紙、ホームページなど、様々な方法、媒体により、それぞれ周知が図られています。

No.	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
16	第7章 第19条 (議員の政治倫理)	行政に対して様々な要望が持ち込まれる中で、行政の事務が適切に執行されるために議員の公正性が求められる。	議員の政治倫理については、今後の重要事項ととらえているため、いただいた意見も参考に具体的な運用について検討していきます。
17	その他①	会期日程や会議時間の制約があると思うが、一定例会における一般質問を全議員が実施し、より多くの視点から市政の課題を掘り下げて討議すべきと考える。これにより、市長との緊張関係が構築され、また、議会（議員）による市民の皆さんへの報告が充実したものになると思う。	条例の制定後は、条例に規定した項目に実効性を持たせるための具体的な運用について明確にしていく必要があるため、いただいた意見はその参考とさせていただきます。
18	その他②	二元代表制という考え方は重要な原則と考える中で、議事堂は市の庁舎と分離した方がよいと考える。他の議会も参考に、次の機会に対応することが望ましいと考えます。	今回、条例案の中で二元代表制を位置づけたため、今後は、二元代表制をより明確化し、一層の推進を図っていきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
19	その他③	勤めがある議員に対して今の報酬は多すぎると感じている。また、地域会議委員との差が大きすぎると思う。	議員報酬は、市の特別職の報酬とともに、公募による市民委員を含めた、豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会において、社会情勢や他の同規模の自治体の状況も参考に定期的に検討され、その答申をもとに見直されています。 地域会議委員は、地域の重要な行政施策に関する審議及び答申などを行うため、市長から選任される委員であり、議会として市政の監視や評価、政策提言等を行うために、市民から直接選挙で選ばれる議員とは、異なった役割を担っています。